

協議会規程第11号

首席・指導教諭等選考規程

(目的)

第1条 この規程は、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町（以下「関係市町」という。）が設置する小学校、中学校及び義務教育学校の首席及び指導教諭等（指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭をいう。以下同じ。）の任用に係る選考（以下「選考」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(選考対象者)

第2条 選考は、次条に定める資格を有する者のうち、関係市町の教育委員会の教育長が推薦する者を対象に行う。

2 大阪府豊能地区教職員人事協議会（以下「協議会」という。）の会長は、前項の推薦を求めるにあたり、対象者の実績等について、留意すべき事項を示すことができる。

(受験資格)

第3条 選考における受験資格を有する者は、選考の区分に応じ、次の各号に該当する者とする。

(1) 首席 次のア及びイのいずれにも該当する者

ア 関係市町が設置する小学校、中学校及び義務教育学校において、現に教諭、養護教諭、栄養教諭若しくは関係市町の教育委員会において現に指導主事の職にある者

イ 原則として、選考を実施する年度の3月末日における年齢が30歳以上57歳以下（教職経験が5年以上ある者にあつては57歳以下）の者

(2) 指導教諭等 次のアからウまでのいずれにも該当する者

ア 関係市町が設置する小学校、中学校及び義務教育学校において、現に教諭、養護教諭、栄養教諭の職若しくは関係市町の教育委員会において現に指導主事の職にある者

イ 原則として、35歳以上57歳以下の者

ウ 教科指導や生徒指導、人権教育、国際理解教育等に卓越した実績がある者

(選考委員会)

第4条 協議会に、首席・指導教諭等候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員長及び委員については、別に定める。

3 委員会は、選考を統括し、実施にあたっての細部を決定することができる。

(選考方法)

第5条 選考は、書類選考及び面接試験によって行う。ただし、現に指導主事の職にある者、又は、選考を実施する年度の前年度の合格者については、面接試験の全部又は一部を免除することができる。

(合否の決定)

第6条 選考における合否の決定は、委員会の審査結果に基づき、協議会の会長(以下「会長」という。)が専決する。

2 会長は、前項の専決後すみやかに合否の結果を選考対象者の属する市又は町の教育委員会の教育長に通知しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、選考の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年7月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月28日から施行する。